

川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日
3 川ここ家第 1 7 5 4 号
市長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、養育費に関する公正証書等の作成にかかる本人負担費用を補助することにより、配偶者のない者が現に児童を養育している家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の安定的な確保を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「児童」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する、20 歳に満たない者をいう。

2 この要綱において「養育費」とは、子どもを監護・教育するために必要な経費であり、親権や同居の有無にかかわらず、子と生計を同一にする親に対して、子の成長を支えるために支払われる費用のことをいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、川崎市内に在住し、交付申請時においてひとり親家庭であって次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の支払いに関する債務名義を有している者
- (2) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (3) 養育費の取決めに係る経費のうち次条に規定する経費を負担した者
- (4) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、本要綱と同様の内容の補助金を交付されていない者又は交付される予定のない者

(補助の対象及び補助額)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、養育費の取決めに係る債務名義の取得に要する経費として、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）に定められた公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為のみの手数料は除く。）
- (2) 家庭裁判所に対する養育費請求調停の申立て及び夫婦関係調整調停（離婚）の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用（養育費請求及び離婚請求費用に限る。）
- (3) 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用（養育費に関連するものに限る。）
- (4) 前各号に定めるものを家庭裁判所又は公証役場に提出する郵送費に係る費用（養育費に関連するものに限る。）
- (5) 養育費の取り決め等のための、弁護士その他養育費の取り決め等に関して専門的な知識を持つと

市長が認める者（以下、「弁護士等」という。）への相談費用（弁護士以外への相談は、書類作成の範囲内での相談等、弁護士法第72条において禁止されている法律事務を除くものであること。）

(6) 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した場合の費用

(7) 公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した場合の費用

(8) 養育費の取り決め等のための、認証紛争解決事業者が行う裁判外紛争解決手続を利用した場合の手数料

2 補助金の額は、前項に定める経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した範囲において、5万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請及び実績報告）

第5条 申請者は、補助経費が確定した後、川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請は、公正証書等を作成した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 補助金は、前条第1項による補助金の交付決定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

（申請内容の変更）

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、申請の内容に変更が生じたときは、川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

（申請内容の変更の承認及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査の上、承認の可否について決定し、変更承認申請に係る承認の通知をする場合は、川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金に係る変更承認決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 この決定により、変更後の補助額が変更前の補助額を超えるときは、その差額を追加支給するものとし、変更後の補助額が変更前の補助額を下回るときは、申請者はその差額を市に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取

消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の交付に関する調査)

第 11 条 市長は補助金の交付について必要と認めるときは、補助金の交付申請又は交付を受けた者に対し、報告又は必要な書類の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 12 条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 3 日から施行する。

(支払期間に関する経過措置)

2 費用負担が発生した日が令和 4 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間である者の申請の期間は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 5 年 4 月 30 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。